

子育て世代包括支援センターの開設

4月1日に、子育て世代のご家族が安心して子育てができるように、妊娠・出産・子育てについて気軽に相談できる総合相談窓口として、保健福祉センター内に、「多古町子育て世代包括支援センター」を開設します。妊娠や出産、子育てについて、不安はありませんか。

一人で悩まずに、まずご相談下さい。

- 相談の内容**
- つわりがつらくて食事ができない
 - 子どもを育てる自信がなくて不安
 - 母乳がうまく飲ませられない
 - イライラして子どもにあたってしまう
 - 子どもの発達が気になる など



子育て世代包括支援センターの業務

- 母子健康手帳の交付
- 妊娠期から子育て期までの子育て応援プランの作成
- 妊婦後期訪問・新生児訪問（助産師・保健師が訪問します）
- 妊娠・出産・子育てについて、各種の相談業務
- ママパパ教室やミニすまっぴい（乳幼児遊び方教室）の実施 など

お問合せ●子育て世代包括支援センター ☎ 76-3322（保健福祉センター内）

みんなで楽しく赤ちゃんを迎える準備をしませんか ママパパ教室

①～③で1コースですが、都合の良い日だけの部分参加も可能です

- 日時**●① 4月24日(金) 午後1時15分～4時
●② 5月29日(金) 午前10時～午後1時
●③ 6月5日(金) 午後1時15分～4時

対象●妊娠中の方とご家族

- 内容**●①妊娠中の生活について・マタニティヨガ
●②妊娠中の栄養について（調理実習）・胎児への読み聞かせ
●③新生児を迎える準備（沐浴実習、予防接種について、制度について）

申込み方法●事前に電話にて予約

※新型コロナウイルスの影響により、事業の日程が変更となる場合がありますので、ご了承ください。詳細は下記担当までお問い合わせください。



お問合せ●子育て世代包括支援センター ☎ 76-3322

子どもの健診

会場●保健福祉センター
受付時間●午後1時10分～1時45分

■健診

乳児健診

4月8日(水)
対象●令和元年5月～6月生まれの乳児と未実施者

2歳児歯科健診

4月21日(火)
対象●平成29年11月～30年1月生まれの幼児と未実施者

3歳児歯科健診

4月17日(金)
対象●平成28年11月～12月生まれの幼児と未実施者

申込み・お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185

国民年金保険料の「産前産後期間免除制度」をご存じですか？

国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後一定期間の国民年金保険料が免除されます。この免除期間については、保険料を納めた期間として将来受け取る年金額に反映されます。

●免除対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）が対象で、申請により保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩を行い、死産、流産、早産、人工妊娠中絶された場合を含みます。

●対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

[第1号被保険者]

自営業者、農林漁業者、学生および無職の方（20歳以上60歳未満）

●申請時期

出産予定日の6カ月前より（出産後の申請もできます）

●届出先

住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口

●申請の際に必要なもの

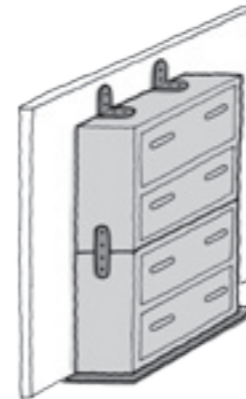
年金手帳、認印、本人確認のため運転免許証など、母子健康手帳（出産前の場合）
※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405
佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

防災

地震などの災害に備えましょう 家具転倒防止器具取付促進事業

家具の転倒による人的被害を軽減するため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。



●対象世帯

次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の町民税が非課税の世帯

- ① 65歳以上の者で構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の者と障害者で構成される世帯

※対象となる障害者は「身体障害者手帳1級または2級の方」「療育手帳の交付を受けている方」「精神障害者保健福祉手帳1級の方」です。

●工事方法および限度額

申請に基づき、町が業者委託により取付工事を行います。
1世帯1回限りで、工事費用は1万円までが限度となります。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611

被災住宅修繕緊急支援事業費補助金の受付

令和元年台風15号からの一連の災害により、被災した住宅の居住者に対して、修繕工事に要する費用の一部補助を行う『多古町被災住宅修繕緊急支援事業費補助金』につきましては、令和2年度も引き続き受付を行っております。

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408